

外務省委託

## 環境 ODA の定義及び分類ガイドライン検討調査

2001年3月

社団法人 海外環境協力センター

## はしがき

本報告書は平成 12 年度に外務省より委託を受けた「環境 ODA の定義及び分類ガイドライン検討調査」により、その結果をとりまとめたものである。

外務省は、1989 年から「環境 ODA」の実績の統計を取りまとめ、「我が国の政府開発援助」(ODA 白書)等により公表してきた。その際、内容に応じ、「居住環境」、「森林保全」、「公害対策」、「防災」及び「その他」の5 種類に分類してきた。

しかしながら、集計を開始した当時と比べ、我が国の「環境 ODA」の内容や環境問題への国際的対応も変化している。そのため、我が国の「環境 ODA」に対する考え方を明確にし、また、統計実務の円滑化を図る上から、その定義の明確化が望まれている。上述のような分類の妥当性も検討の必要がある。

本調査は、このような状況を踏まえ、他の援助国や我が国関係機関の取り扱い状況、環境と開発に関する開発途上国の認識等について調査の上、我が国の「環境 ODA」についての考え方方が内外において容易に理解され、かつ、実務上も、外務省、ODA 執行機関等における統計等の作業が効率的に行われるような、明快で、かつ時勢の変化に対応し得る柔軟な定義・分類の指針について検討することとしたものである。

この調査では、「環境 ODA」の集計の背景等に加え、ODA の一般的目的や、1972 年の国連人間環境会議の頃以来の開発途上国と環境問題との関係についても考察の上、検討を加えた。また、既存の国際的合意をなるべく利用することも考慮した。その結果、この報告書は、開発と環境との統合の重要性の認識の下に、開発途上国の持続可能な発展の支援という ODA の目的の実現の視点から「環境 ODA」を捉えるような集計の案をとりまとめることとなった。この報告書が、我が国の ODA の一層の質的向上のお役に立てば幸いである。

この調査に当たり、10 人の学識経験者が、御多忙の中、聞き取り調査に応じて、資料編に掲載したような貴重な御助言を下さった。ODA 全体における環境と開発の関係についての考え方等、包括的な視点からの御助言・御見解を多く頂いた。そのような御助言・御見解については、その包括性等から、必ずしも直接にこの報告書の本論に組み込んでいないが、各位の御意見の内容とこの報告書の内容を見比べればおわかり頂けるとおり、報告書に盛り込む考え方の整理や、今後の課題の整理に大変に役立つものであった。深く感謝申し上げる。

委託者の外務省経済協力局調査計画課、同省関係各課、国際協力事業団及び国際協力銀行の関係各位からも、貴重な資料の提供や御助言を賜った。これらの方々にも深謝申し上げる。

最後に、本報告書は受託者である当センターの責任において作成したものであり、その内容及び結論は必ずしも日本政府あるいは外務省の意見ではないことをお断りしておく。

2001 年 3 月

社団法人海外環境協力センター  
理事長 森 仁 美

平成 12 年度外務省委託  
環境 ODA の定義及び分類ガイドライン  
調査検討報告書

目 次

報告書の要点	v
Executive Summary	xxxvii
<b>第 1 章 「環境 ODA」実行金額集計の現状と課題</b>	<b>1</b>
<b>1.「環境 ODA」実行金額集計の目的</b>	<b>1</b>
(1)アルシュ・サミットと UNCED における意図表明	1
(2)実際の集計	3
<b>2.集計における「分野」の区分とその背景</b>	<b>4</b>
(ア)当時の環境保全関係の ODA の状況	4
(イ)当時の ODA 白書における説明	8
<b>3.これまでの「環境 ODA」実行金額集計の課題</b>	<b>9</b>
(1)集計を始めた 1984 年当時との「環境 ODA」の内容の違い	10
(2)ODA の概念や方針の明確化との関係	20
(3)1 件あたりの金額が桁違いに異なる援助方式間の合計による歪み	22
(4)環境問題の原因となる社会・経済問題への取り組みの重要性を見落とす危険	23
(5)環境保全に役立たないものが含まれているとの批判	26
(6)外務省と ODA 実施機関である JICA、JBIC の間の整理の仕方の違い	27
(7)わかりやすい指針の希望	32
<b>第 2 章 開発途上国の環境の保全のための協力の方法についての DAC 諸国認識</b>	<b>33</b>
<b>1.主要国認識</b>	<b>33</b>
(1)米国	33
(2)カナダ	37
(3)ドイツ	38
(4)スウェーデン	38
(5)フランス(国際協力・開発総局 Direction Générale de la Coopération Internationale et du Développement: GCID)	39
(6)英国	40
(7)デンマーク	41
(8)オランダ	45
(9)世界銀行	46
(10)二国間援助機関の環境特別基金	50
<b>2.DAC の集計の現状</b>	<b>51</b>
(1)セクターとしての「環境」	51
(2)セクターとしては他に分類されるが、環境を第一目的または重要目的とするプロジェクト	53
<b>3.結論</b>	<b>59</b>
<b>第 3 章 「環境 ODA」集計の選択肢</b>	<b>61</b>
<b>1.「環境 ODA」集計の選択肢</b>	<b>61</b>
(1)金額の集計それ自体の問題: 目的・使途に応じた集計	61
(2)「環境 ODA」の捉え方	65
(3)妥当な範囲の労力、コスト	67
(4)わかりやすさ	68
(5)「環境 ODA」の定義の範囲を変更する場合には説得力ある積極的理由を提示	68
<b>2.開発途上国の環境の保全のための協力の状況を表現するための集計方法の案</b>	<b>68</b>
(1)DAC の CRS の方法の活用の課題の検討	68
(2)具体的指針の案	74
<b>3.新集計方法案の 1999 年実績への当てはめ</b>	<b>123</b>
(1)1999 年の案件の分類の結果	124

(a)セクター区分	124
(b)様々なセクターにおいて、いかに「環境」目的が入れられているか	125
(c)環境保護一般セクターの内容	126
(2)提案している集計方法の実行可能性	128
(a)DAC/CRS のセクター区分	128
(b)環境が第一目的または重要目的であるか否かの判断	128
(3)提案している集計方法の合理性	129
(4)課題等	129
(a)作業の合理化	129
(b)「環境」が第一目的または重要目的になっているかどうかの判断に関する課題	130
(c)生活用水に関連する案件の取り扱い	131
(d)環境が「第一の目的」または「重要目的」と言えない案件の積極的取り込みに関する課題	132
(e)セクターを横断する案件の取り扱い	132
(f)「環境保護一般」セクター内の調査	133
(g)マングローブのセクター区分	133
(h)作業の合理化のためのその他の方策	134
(i)環境案件の重要性についての国民への説明	134
(j)データベース等の円滑な作成のためのテクニカルな注意点	135
<b>4. 残された課題</b>	149
(1)金額以外の面からの「環境 ODA」の実績の表示	149
(2)「環境 ODA」による実際の環境の改善や持続可能な開発の実現に対する効果の評価	149
(3)環境以外の援助との組み合わせの追及	151
(4)ODA 全体における新たな取り組み等への対応	152
(5)多国間援助の分析	152
(6)政府全体の「環境 ODA」の集計	152
<b>終わりに</b>	154
引用文献	156
<b>資料編</b>	159
資料 1. 政府開発援助大綱	160
資料 2. 政府開発援助に関する中期政策	163
資料 3. ODA の透明性・効率性の向上について	185
資料 4. 円借款制度に関する懇談会報告書（外務省への提言）	188
資料 5. 1989 年のアルチュ・サミットにおける「環境 ODA」の重点分野等 についての考え方の表明及び目標金額の表明	206
資料 6. 「新環境 ODA 政策」	207
資料 7. UNCED における総理大臣演説	208
資料 8. 21 世紀に向けた環境開発支援構想(略称 ISD)	209
資料 9. 21 世紀に向けた環境開発支援構想(ISD) 京都イニシアティブ（温暖化対策途上国支援）	216
資料 10. USAID による目標の設定と評価	219
資料 11. 国連持続可能な開発委員会第 6 回会合(1998 年)の淡水の管理に関する決定	229
資料 12. 国際開発センター「国連環境特別総会に向けた環境 ODA の 新たなる取り組み」(1997 年)において取り上げられた課題	239
資料 13. 国際協力事業団「第二次分野別援助研究会(環境)」報告書 (2001 年 6 月完成予定)で取り上げられている課題	240
資料 14. 有識者からの聞き取り調査の結果	241

## 報告書の要点

### (調査の背景)

- 1.外務省、JICA、OECF/JBICでは、1980年代の終わりから、「環境ODA」の実行金額の集計を行ってきた。  
それは、「環境ODA」実施の目標金額の国際的表明の確認の上でも必要であった。
- 2.「環境ODA」実行金額の集計においては、「居住環境」、「森林保全」、「公害対策」、「防災」及び「その他」の5つの「分野」の区分を行っている。
- 3.しかし、次のような事情から、現在の集計方法が最適であるか否か、最善でない場合にはどうすべきかを検討する必要がある。
  - (ア)集計を開始した当時にはほとんどなかった「自然環境」や「環境行政」が大幅に増加し、他方で「森林保全」案件が減少するなど、「環境ODA」の内容にかなりの変化が生じている。
  - (イ)ODA大綱や中期政策など、ODAの概念や方針の明確化が図られているので、それらとの関係を検討することが望まれる。
  - (ウ)例えば1999年度には総額464,449百万円であった有償資金協力、29,372百万円であった無償資金協力、31,329百万円であった技術協力の各環境案件を合算しているために、件数は40件足らずと少ない有償資金協力の内容次第で「環境ODA」全体が図られてしまう傾向が強い。1,800件余りある技術協力案件の傾向は、特に現れにくい。
- (I)「環境」のみに焦点を当てているため、環境問題の背景となっている現地の社会・経済問題上の課題を見落としやすい。
- (オ)環境保全に役立たない案件も含まれているとの批判がある。
- (カ)外務省と援助実施機関(JICA、JBIC)との間に整理の仕方に違いがある。
- (キ)よりわかりやすい集計指針が欲しいとの声がある。

### (持続可能な開発の枠組み)

- 4.既に1970年代前半から、国連における開発途上国の環境問題の議論の中で、環境保全は、<資源の十分な保全と環境の保護とを確保するようなやり方で、将来の世代の必要と両立し得る生産を確保しつつ、現在の世界中の貧しい人々の基礎的必要な満たし、生活の質を確保すること>ことという「持続可能な開発」の枠組みにおいて実現されること(1974年の「コヨク宣言」)、「環境保全」を主要任務とする機関・組織のみによって実現されるのではなく、多様な機関・組織によって実現されること(1972年の国連総会決議)が認識されていた。

### (援助国・援助機関の動向)

- 5.ほとんどの援助国、援助機関が、環境を重要なものと位置づけている。しかし、その多くにおける位置づけは、セクターとしてのものよりは、横断的な課題としてである。セクターとしての環境プロジェクトもあると考えられるが、明確に重視されているのは、横断的課題としての環境である。但し、セクターとしての環境で重視されているものも少なからずある。特に、体制整備(capacity development in the environment)が重視されている。
- 6.DACでは、Creditor Reporting System(CRS)の統計において、(ア)セクターとしての「環境保護一般」のプロジェクトと、(イ)セクターとしては他に分類されるが、環境を第一目的または重要目的とするプロジェクト

(「環境保護一般」セクター以外のセクターのプロジェクトに「環境」マーカーを付したもの)とを環境案件としている。

#### **(我が国の「環境 ODA」集計の現状と課題)**

7.「環境 ODA」の増額は、「環境 ODA」の額が絶対的に少なかった時期には目標になり得たが、現在では、絶対額が大幅に増加し、加えて、「環境 ODA」案件が ODA 総額に占める割合も高まっている(図 3.1.1)。このような状況の下では、「環境 ODA」の増額それ自体は目標として妥当でなくなっている。

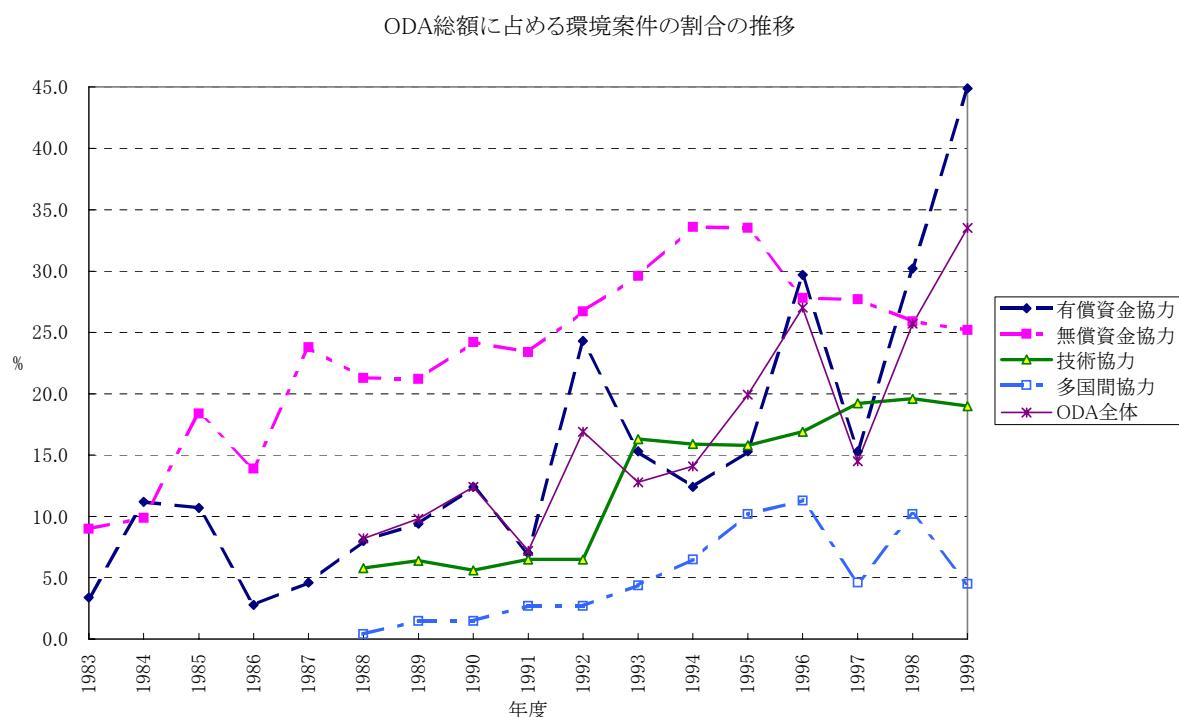


図 3.1.1. ODA 総額に占める環境案件の割合(外務省「我が国の政府開発援助」各年による。)

8.その開始当時、「環境 ODA」の金額の集計は、「環境 ODA」の傾向や特徴を示し、更に分析等して、ODA の質の改善に役立てることを意図したものであった。現在の状況下では、これを含め、次のような点が、「環境 ODA」の実績金額の集計の目的及び使途と言える。

- (ア) ODA 大綱や中期政策の確実な実施の確認。
- (イ) 基本政策の修正を含む援助の質の改善。
- (ウ) DAC への報告。それによる OECD 諸国間での ODA の強化・改善。
- (エ) アジェンダ 21、気候・生物多様性・砂漠化条約等との関係での途上国対策。

9.我が国は従来の「環境 ODA」の集計は、「環境」に一定の枠をはめ、その中で案件を見るものであった。これは、生活環境、森林保全、公害防止など、日本の環境保全の歴史に即し、日本人の生活実感に近い分類で、わかりやすい。しかし、そのような「環境」の枠内からの視点は、開発途上国の開発問題との関係や、個々の開発援助案件においてどのようにしたら個々の案件をより環境保全型に改善していくことができるかの教訓を得るには役立ちにくいものであった。他方、「環境」の重要性は、横断的な課題として、様々なセクターのプロジェクトが、環境に対して積極的な効果を生じるようにすることであることが、ほとんどの国、援助機関の認識として一致している。

### **(DAC/CRS の方法)**

10.DAC の CRS の「環境」マーカー方式は、様々なセクターのプロジェクトが、環境に対して積極的な効果を生じるようにするという視点からの環境案件の拾い出しの良い指針となっている。これは、幅広い「持続可能な開発」の枠組みにおける環境保全の実現、「環境保全」を主要任務とする機関・組織のみではなく多様な機関・組織による実現といった視点合致するもので、開発途上国における環境保全の開発問題との関係や、個々の開発援助案件においてどのようにしたら個々の案件をより環境保全型に改善していくことができるかの教訓を得るのに大いに役立つ方法である。しかも、既存の方法である。

表 2.2.3. DAC/CRS の「環境」マーカーの定義等

定義	判断基準		例示	
次のいずれか	プロジェクト文書等に環境目的が明示され、かつ次のいずれか	水資源管理等	経済インフラ及びサービス	生産セクター
援助を受ける国、地域または対象集団の物理的または生物的な環境の改善または改善と判断されるものを生み出すことを意図している活動	活動に、影響を受ける物理的または生物的な環境を保護するかまたは向上させるか或いは既存の環境の損傷を是正する具体的な措置が含まれていること	「水資源の保護」「環境上及び社会・経済上の制約」、「衛生」及び「環境上の利益をもたらす管理行為」を考慮した水資源に関する水の管理	以下の具体的措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>包括的かつ統合的な環境の保護・管理のコンポーネントを入れて設計されたインフラプロジェクト</li> <li>エネルギー資源の持続可能な使用を促進する活動(再生可能なエネルギー資源からの発電)</li> <li>省エネルギー</li> </ul>	以下の具体的措置 <ul style="list-style-type: none"> <li>農地及び水資源の持続可能な管理*</li> <li>持続可能な森林管理*のプログラム、土地の劣化及び森林減少への対処</li> <li>海の資源の持続可能な管理*</li> <li>生産過程におけるより汚染度が低い技術、より効率的な技術の採用及び促進</li> <li>土地、水及び大気の汚染を抑制または削減する措置(例えばフィルター)</li> <li>産業におけるエネルギー効率の改善</li> <li>損傷を受けやすい地域の観光利用</li> </ul>
体制の形成または能力の形成により、一定の開発目的に環境保全を入れ込む具体的活動を含む活動。	活動に、環境政策、環境法令または環境行政若しくは環境保護に責任のあるその他の組織を発展させることまたは強化する具体的な措置が含まれていること。	「環境上及び社会・経済上の制約」、「衛生」及び「環境上の利益をもたらす管理行為」を考慮した水資源に関する政策	(以上の体制の形成、能力形成)	(以上の体制の形成、能力形成)

\*(原注)「持続可能な自然資源管理」とは、次のものを組み合わせたものである。即ち、

- ・いくつかの非従来型管理方法の選択肢それぞれが生態学的、社会的及び経済的に及ぼす影響を分野横断的にかつ住民等参加型で評価した結果に基づいて計画及び選択された管理行為
- ・提案された非従来型管理の影響の大きさ及び受け入れ可能性について生じ得る対立や紛争の解決

- 11.そこで、DAC の CRS の方式を我が国の「環境 ODA」の集計に採用することが考えられる。但し、DAC の指針は、「環境」案件についての考え方を示してはいるが、具体的な環境案件の内容を十分に説明しているとは言えない。そのため、DAC/CRS の指針と一致ないし整合していくかつ比較的詳細な従来の JICA の指針も援用し、例示を多くするなどした指針を作り、それによって、明確化を図る必要がある。
- 12.DAC においても強調している体制整備(capacity development in the environment)等、セクターとしての「環境」で重要なものがある。そのため、DAC 統計において「環境保護一般」セクターとされているものについても十分に注意する必要がある。
- 13.その際、妥当な範囲の労力・コストやわかりやすさにも留意する必要がある。これまでの集計の結果等の引き継ぎに配慮することも望まれる。
- 14.また、「環境 ODA」の定義の範囲を変更する場合には、国民に対し説得力ある理由を明確に示すことが不可欠である。
- 15.しかし、比較してみると、我が国がこれまで「環境 ODA」として捉えてきたものの範囲と、DAC で合意されている「環境案件」の定義の範囲はほぼ同じである。つまり、DAC/CRS で「環境保護一般」セクターに区分されるものと、それ以外のセクターで「環境」マーカーにより特定されるものを合わせたものが、我が国が「環境 ODA」としているものの範囲とほぼ一致している。
- 16.但し、DAC において環境案件としている文化的・歴史的景観地区保存については、従来の「環境 ODA」に関する外務省の指針には明示がなかったので、今後は、これが「環境 ODA」に含まれることを明示する必要がある。
- 17.また、円借款については、1997年12月の「京都イニシアティブ」を受けて、従来、環境案件としては積極的に取り込んでいなかった渋滞緩和のための都市大量交通システム(地下鉄、モノレール等)、二酸化炭素排出のほとんどない水力発電所(環境への負荷が高くなき案件に限る)、二酸化炭素排出の少ない天然ガス発電関連施設、省エネルギー・省資源のための発電所のリハビリ等も含まれることが明示された。これらについては、交通及びエネルギー関連の案件のうち地球温暖化防止に大いに資するものを積極的に取り込むという新たな視点を設けたものであって、地球温暖化防止という国際政治上の重要課題かつ国際合意(気候変動枠組み条約)への極めて重要な対応である。しかしながら、一部の案件については、DAC で合意している「環境案件」の定義の「環境が第一目的または重要目的」に当てはまらない可能性がある。そのため、DAC の合意に準じた「環境案件」としての集計においては、「環境が第一目的または重要目的」であるか否かの判断を慎重に行う必要がある。
- 18.我が国の「環境 ODA」の集計における「分野」の区分については、少なくとも当時の我が国の「環境 ODA」の特徴を示すことには役立ったし、また、現在の特徴をもある程度示してはいる。しかし、集計を始めた当時の状況と現状との大きな違い、分析、評価等という集計の目的を勘案すれば、これまでの「環境 ODA」の「分野」については、維持が妥当であるとは言い難い。むしろ、「環境 ODA」の特徴を示すという目的に鑑み、この種の区分は固定化するのではなく、その時々の状況に合わせて適宜分類することが妥当である。
- 19.「環境保全がプロジェクト文書に記載されていること」という DAC の指針の条件も重要である。世界銀行のプロジェクト文書には、そのような目的が記載されており、集計は基本的に、そのようなプロジェクト文書中の記載に従っていると考えられる。プロジェクト文書にマーカーをつけることとすれば、集計も容易である。また、これは、公的機関の意思決定の透明性や国民、市民、納税者に対する説明責任(accountability)の確保の面から、「環境 ODA」の集計とは無関係にも実現すべきものである。

20.DAC/CRS による「環境」マーカーの指針では、何が「環境」なのかの定義が一般的なものにとどまっているが、その指針中の例や、従来の我が国の指針から、その内容として、次のようなものが考えられる。

- 1) 1972 年の国連人間環境会議で採択された宣言の原則第 6 において「The discharge of toxic substances or of other substances and the release of heat, in such quantities or concentrations as to exceed the capacity of the environment」とされた課題。また、同第 7 において「States shall take all possible steps to prevent pollution of the seas by substances that are liable to create hazards to human health, to harm living resources and marine life, to damage amenities or to interfere with other legitimate uses of the sea.」とされた課題。(環境基本法第 2 条第 3 項に規定する「公害」(事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当広範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるもの除去。)及び悪臭)に関わる課題に相当。)
- 2) 地球環境ファシリティーの対象分野(focal areas)。即ち、climate change, biological diversity, international waters, ozone layer depletion。(環境基本法第 2 条第 2 項に触れている「人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少」)に関わる課題。)(International waters ではない水質汚濁は、上の 1)に含まれる。)
- 3) 1972 年の国連人間環境会議で採択された宣言の原則第 2 において「The natural resources of the earth, including the air, water, land, flora and fauna」とされた課題、同原則第 3 において「The capacity of the earth to produce vital renewable resources」とされた課題。同第 4 において、「Man has a special responsibility to safeguard and wisely manage the heritage of wildlife and its habitat」とされた課題。(自然環境保全基本方針(昭和 48 年総理府告示第 30 号)に示されている「日光、大気、水、土、生物などによって構成される」「系」の保全に関わる課題が、概ねこれに当たる。)
- 4) 同会議で採択された宣言の原則第 9 において「Environmental deficiencies generated by the conditions of under-development and natural disasters pose grave problems」と言及され、行動計画に盛り込まれた、貧困のために開発途上国が効果的に対処できていず、そのことにより、発展の持続可能性に悪影響の生ずることとなる自然災害。
- 5) 環境基本法第 13 条に触れている「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壤の汚染」)に関わる課題。
- 6) 文化財保護法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する伝統的建造物群(周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの)及び古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第 2 条第 2 項に規定する「歴史的風土」(我が国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況)に相当するもの。

(注) 国連人間環境会議で採択された宣言中「原則」第 15 の人間居住問題については、開発途上国の開発の問題との関係が特に深いこともあり、相当に幅広く捉えられた時期が長かった。しかし、DAC/CRS の趣旨にも沿い、総合的な都市環境改善を第一目的または重要目的として、都市のインフラやサービスの整備や組織体制の整備に都市における大気・水質・土壤等の汚染や自然資源の保全・回復・創造・改善を複合的に組み入れた計画作りやその実施及び総合的な水、土壤、生物多様性等の保全を第一目的または重要目的として、農村部のインフラやサービスの整備や組織体制の整備に農村部における大気・水質・土壤等の汚染や自然資源の保全・回復・改善を複合的に組み入れた計画作りやその実施が明確であるものにのみ、「環境」マーカーを付す。

#### **(DAC/CRS 方式の試行の結果)**

21.以上のような DAC/CRS の方法に従い、1999 年(年間の環境案件数が 1,800 件余りあるために集計に大きな労力がかかる一方、年々の変動の小さい技術協力案件については、1999 年度の数値で代用。)の各セクターの「環境」案件の拾い出しを試行した。その結果は、表 3.3.4 のようになった。(DAC/CRS 統計に合わせて米ドル表示とした。「環境保護一般」セクター中の環境案件の割合が 100% を超えたのは、今回の作業におけるセクター区分の誤りのためと考えられる。)

22.「生活用水と衛生」セクターでは、大半が環境案件であることが際だっている。無償資金協力では、環境案件が3分の2弱であるが、技術協力と有償資金協力では、環境案件がほとんどである。これに続いてエネルギーセクターでも環境案件の割合が高く、全体で6割を占めている。但し、この高い数値は、エネルギーセクターの有償資金協力の3分の2を環境案件が占めていることによるところが大きい。技術協力と無償資金協力においても環境案件の割合がそれぞれ25%と12%と、相当に高いが、有償資金協力における数値ほどではない。「その他のマルチセクター」においても、有償資金協力の4分の1余り、技術協力の半分近くを占め、環境案件の割合が大変に高い。環境案件のある「その他のマルチセクター」のサブセクターは「都市開発・管理」と「農村開発」のみであり、これら2種類の案件は、環境保全型のものが多いことを示している。「運輸・倉庫」セクターも、二国間ODA全体の金額では、環境案件の割合が23%と高い。しかし、これは、ほとんど、合計767億円に上るタイとトルコにおける地下鉄建設のための有償資金協力が環境案件(大気汚染対策)とされているためであって、無償資金協力案件には環境案件がなく、技術協力の環境案件の割合も、1%に満たない。農林水産分野も、全体で12%と、環境案件の割合が比較的高い。このセクターでは、各援助形態を通じて環境案件の割合が高い。全体で9%弱と、農林水産業分野に続いて環境案件の割合が高い鉱工業分野では、農林水産業以上に、環境案件の割合が高さが各援助形態で平均している。

23.有償資金協力では貧困対策と環境保全を組み合わせた案件、開発調査では総合流域管理、研究協力でも農村開発と環境保全を組み合わせた案件等、開発等の目的に環境保全を入れ込んだ案件が少なからずある。このようなものこそ、開発途上国の持続可能な開発の実現に役立つ各セクターの案件として今後とも推進されるべきものである。

24.「環境保護一般」セクターにおいては、金額においても、件数においても、自然災害防止・制御が最大になっている。しかし、技術協力では、自然災害も辛うじて最大割合を占める程度で、様々な側面から環境保護一般案件に取り組んでいる。

25.この報告書で提案した多様なセクターの中の環境を見る方式によっても、「環境ODA」の大枠自体は変わらない。そのため、「環境ODA」の総額や件数(図1.3.14)は、従来通りに表現される。但し、1,800件余りで300億円程度の技術協力、40件足らずで同じく300億円程度の無償資金協力、同じく40件足らずで4,000億円程度の有償資金協力の合計値は、それらの間の件数と金額の著しい違いにより、我が国の「環境案件」の状況について誤解を与えやすいので、援助形態別に表現すべきである。また、1件あたりの金額の極端な違いにより、金額の表示も誤解を生じやすいので、件数(開発調査、プロジェクト方式技術協力、無償資金協力、有償資金協力等)及び人数(専門家派遣、研修等)による表現を第一とすべきである。

#### (DAC/CRS方式導入の課題)

26.今回の作業においては、DAC/CRSのセクター区分の判断に迷うものが少なからずあった。そのため、相当な時間を要した。外務省では、DAC/CRSに参加し、全ての案件をDAC/CRSの指針に従ってセクター区分しているが、「環境ODA」の集計と平行して作業を行っているのが実態である。そのため、個別案件のコード、JICAの独自分類コード、CRSセクター区分コード、「環境」マーカー・コードの間の関連付けのコンピュータープログラム等により、合理化を図りつつ、CRS担当と環境担当との間のデータの交換を円滑に行うための工夫の必要がある。これは、特に、件数が非常に多く、しかも、独自の集計方法を行っているJICA関係の案件の場合、とりわけ大きな課題である。

27.従来環境案件の判断に使用されてきたとされる案件名のみの表からは、環境が第一目的または重要目的

であるか否かの判断ができない案件が多い。そのために費やした労力も相當に大きなものであった。これは、提案している集計方法の採用により新たに生じる負担ではなく、従来の方法による集計においても同様と考えられるが、提案している集計方法の実行可能性にとって大きな障害である。JICA(技術協力と無償資金協力)や JBIC(有償資金協力)は、個々の案件をデータベースに入れ、それをホームページで提供することまでしている。しかし、CRS 統計の場合と同じく、そのようなデータベースの作成作業も、毎年、「環境 ODA」の集計作業と平行して行っているのが実態である。そのため、案件採択時等の早期の入力と関係者間のより円滑なデータ共有化、作業の外注、個別案件のコード、JICA と JBIC の独自分類コード、CRS セクター区分コード、「環境」マーカー・コードの間の関連付けのコンピュータープログラム等により、合理化を図る必要がある。

28.しかしながら、データベースの内容自体にもまだ課題がある。特に研修については、その内容や目的が記載されていないものが大半であり、そのような情報の追加が望まれる。そのほかにも、従来の方法により環境案件とされている案件の中にも、その記述内容からは、環境が第一目的または重要目的であるか否かの判断が行えないものがある。これらは、単に環境案件か否かの判断のみならず、公的機関の行った判断の根拠等についての情報の透明性や国民、市民、納税者に対する説明責任(accountability)にも関わる課題があるので、そのような全体的な課題への取り組みの中で改善されることが妥当であろう。

29.以上のように、環境保護一般以外のセクターの環境案件を調査する過程においても、その結果においても、様々なセクターにおいて開発等の目的に環境保全を入れ込む工夫やその程度を見ることができた。「環境 ODA」も ODA という大枠の目的の中にある。とりわけ開発途上国の環境保全は、開発から独立した形で十分に実現されるのではなく、開発と一緒に扱われてこそ、その国の発展に融合して、大きな効果を生じる。そのためには、(ア)「環境」の枠内での課題の掘り下げにより個別課題対応型の個別案件の質を高める努力の継続及び(イ)開発案件の負の環境影響の回避を図ると同時に、(ウ)各開発セクターを積極的に「環境」に寄与させていくために、各開発セクターが環境にどれだけ寄与しているかを見ることが重要である。各セクターの「環境」への取り組みを評価することのできた以上のような結果は、多様な開発セクターの案件に「環境」マーカーを付けることによる集計方法の合理性を支持するものと言える。

30.生活用水に関連する案件は、全てに自動的に「環境」マーカーがつぐのではなく、DAC の指針(図表 2.2.1、表 2.2.3)の例に示唆されているように、「環境」に関する問題の対策としての位置づけがなされているものみが環境案件と判断されるのであって、そのような位置づけがなされていないもの、例えば、単に対象地域で水が不足していることが事業実施の理由付けになっているものには、「環境」マーカーをつけるのが妥当でないと思われる。しかしながら、生活用水に関連する案件についての DAC の例示も、環境が「第一の目的」または「重要目的」との条件との関係を明確には示していない。しかし、現実には、多くの開発途上国、とりわけ後発国においては、非常に多くの人々が、水に起因する問題により日々の生活を脅かされ、水の問題が、最も基礎的な生活の部分を脅かす環境問題になっていることも事実である。そして、案件の説明に、明確に環境目的が示されていない案件であっても、現地の事情を詳細に調べると、その採択が環境問題への対策の一部として動機付けられていると判断される事例も多い。生活用水にかかる環境問題は、「水資源の不足」に対置させて「水の貧困」と呼ぶ課題であると考えることが妥当であろう。即ち、「汚染された水を衛生的に処理する設備や、衛生的に処理された水を供給する設備がないために、生活に必要な安全な水をいつでも手短に入手することのできない状態」である。水の問題の「環境」目的及び「環境」効果は、複合的であり、以上を踏まえ、指針を更に詳細に検討することが望まれる。

- 31.円借款では、1997年12月の「京都イニシアティブ(温暖化対策途上国支援)」を受けて、従来、環境案件としては積極的に取り込んでいなかった渋滞緩和のための都市大量交通システム(地下鉄、モノレール等)、二酸化炭素排出のほとんどない水力発電所(環境への負荷が高くない案件に限る)、二酸化炭素排出の少ない天然ガス発電関連施設、省エネルギー・省資源のための発電所のリハビリ等も環境案件とし、しかも、環境案件であることを案件の採択と優遇金利等の条件の適用の重要な要因または条件としている。しかし、そのような案件には、環境効果は認められるものの、環境が「第一の目的」または「重要目的」と言えるか否かが微妙なものが多い。厳格に審査し、環境改善効果が明確な場合にのみ「環境案件」として取り扱うのが妥当である。しかし、環境が「第一の目的」または「重要目的」と言えない案件であっても特定の環境効果(従来の円借款の例からすると、二酸化炭素の排出量の少ない発電(天然ガス、水力発電)の推進、大気汚染対策としての石炭からガスへの燃料の転換、交通公害対策としての地下鉄建設等)が認められれば積極的に支援していくという考え方自体は、開発の中に「環境」を入れ込むということで、持続可能な社会を作るという大変積極的な効果がある。環境が「第一の目的」または「重要目的」と言えない案件であっても開発の中に「環境」を入れ込んだ案件は、地球温暖化関連に限らずに幅広く存在すると考えられる。なんらかの形で、「環境」または「持続可能な開発の実現」等の考え方の下に集計・分析等していく価値がある。今後、その方法を調査・検討していくことが望まれる。
- 32.「環境」が第一目的や重要目的である案件または案件のコンポーネントも、環境案件としての要素が100%であるわけではない。そのため、従来のように、その案件またはコンポーネントの全額を「環境 ODA」として計上する場合には、「環境」のための資金額の集計結果が過大になる(件数等の数値についても、金額と同様に考えられるが、複雑になる一方、考え方は金額の場合と同じと考えられるので、敢えて論じない。)。逆に、「環境」目的がはいってはいるが、第一目的または重要目的ではない案件の「環境」要素分は、「環境 ODA」の集計金額には算入されないという問題もある。当面は、従来通り、案件またはコンポーネントの金額全体を「環境 ODA」の金額として算入せざるを得ないが、今後、検討を重ね、「環境」が「第一の目的」または「重要目的」と言えない案件の積極的取り込みの方法の検討の一部として、環境要素の按分ないし見なし区分の指針を検討することが望まれる。
- 33.集計作業の合理化との関連で、(a)どのようにして「環境」目的を各セクタープロジェクトに入れ込むかや「環境」目的の文書への明記等についての各セクター担当職員に対して研修の機会を設けること、(b)経験豊かな担当官の配置、JICA 国際協力専門員や民間の組織・人材の活用等により、集計結果の分析や ODA 全体の目的、方針や動向との関係づけに、環境と開発協力についての十分な経験を持った専門家が関わるようにすること、(c)環境担当官への負担が過大になっていることから、現在担当官が行っているような集計作業自体の外注のほかに、DAC/CRS のデータや JICA や JBIC の案件のデータベースを利用して、容易に環境案件の拾い出しを行えるようなデータベースまたはプログラムの作成を外注すること等が望まれる。
- 34.様々なセクターに環境を入れ込むという考え方は、徐々に理解が拡大してきているとはいえ、開発途上国の実態や開発協力にぬじみの薄い国民には容易に理解し難い面があることは否めない。環境保全は、開発から独立した形で十分に実現されるのではなく、開発と一体に扱われてこそ、人々にとってより意味のあるものになることについて、開発途上国の環境問題や社会経済問題との関係等と絡めつつ、集計の結果とともに解説する努力を行うことも重要である。

### (その他の課題)

35.分析、評価等という集計の目的からしても、金額の提示はあくまでも「環境 ODA」の実績の指標の一つである。「環境 ODA」の実績は、金額のみで表示されるのではなく、件数を含め、いくつもの側面から表示されるべきである。いくつもの指標の適當な組み合わせによって表現するようにする必要がある。

36.開発途上国の持続可能な開発の実現の支援という ODA の目的から、インプットした援助金額よりも、インプットの結果どれだけの持続可能な開発の実現の効果または環境改善の効果があったかが重要である。援助プロジェクト・プログラムにより環境保全目標がどの程度達成されたかを見る指標として、インプットによる指標、アウトプットによる指標、結果による指標、インパクトによる指標を区分し、このような 4 種類の評価の組み合わせを行っていくことが望まれる。

#### 図み 3.4.2. 指標の分類

##### classification of indicators:

- Input indicators: monitor the project-specific resources provided 金額、派遣した専門家の数等
- Output indicators: measure goods and services provided by the project 研修生の数、環境 ODA による支援を受けた国や案件の数等
- Outcome indicators: measure the immediate, or short-term, results of project implementation 作られた立法や規則、環境基準の数、当該国の条約の締結数、環境省や環境担当部局の職員増加数等
- Impact indicators: monitor the longer-term or more pervasive results of the project (援助の最終的な目的・目標はここにあるので、重要。しかし、到達と評価が難しく、ここだけを目標として設定することは妥当ではない。)

(Lisa Segnestam, 1999: Environmental Performance Indicators: A Second Edition Note, Environment Department, The World Bank)

37.「環境 ODA」の拡大のみによって持続可能な開発が実現される訳ではなく、BHN 等、他の援助を合わせて実施されてこそ、持続可能な開発が実現する。具体的に、環境以外のための援助と環境をどのように組み合わせたら最も効果的に開発途上国の持続可能な開発の実現に寄与できるのか、方法を追及していく必要がある。

38.プログラム・アプローチの拡大、クロス・セクタル・アプローチの拡大、能力形成の重視、持続可能性の重視、権限の出先機関等への移管、国別のプログラムやポリシーの作成(特に、当該国との共同作成の拡大。)、相手国の ownership の重視等、新しいアプローチが ODA 全体で進んでいる。これに応じ、「環境」を新しいアプローチの中に組み入れるなど、積極的な対応が必要である。

39.従来、多国間援助については、多少の実績の紹介のみで、内容の分析が行われてこなかった。しかし、多国間援助も援助の方式として重要性を持っており、その内容の分析を行うことが望まれる。

40.環境 ODA も、外交の一環を担っているのであり、その集計も、政府全体を対象にして行うことが望まれる。特に、技術協力については、1,800 件余りもある JICA 担当分も、日本政府全体の技術協力の金額の半分であり、残りの半分の果たす役割は軽視し得ない。

表 3.2.2. DAC/CRS による分野区分についての環境の視点からの解釈

(DAC/CRS の指針に従い、「環境」マーカーを付す条件として、環境が第一目的または重要目的であることがプロジェクト文書に明記されているべきことに留意。)

DAC 5 Code	CRS Code	Purpose Description	Clarifications/ Additional notes on coverage *	環境の視点からの解釈及び日本なりの当てはめ
<u>社会インフラサービス</u>				
110		<u>教育</u>	Note: Sector specific education activities, such as agricultural education, are to be included in the respective sectors.	
120		<u>保健</u>		
130		<u>人口・母子保健</u>		
140		<u>生活用水と衛生</u>		
14010		生活用水政策 行政	Water sector policy, planning and programmes; water legislation and management; institution capacity building and advice; water supply assessments and studies; groundwater, water quality and watershed studies; hydrogeology; excluding agricultural water re	
14015		生活用水資源 の保護 Water resources protection	Inland surface waters (rivers, lakes, etc.); conservation and rehabilitation of ground water; prevention of water contamination from agro-chemicals, industrial effluents.	<ul style="list-style-type: none"> <li>·DAC「環境」マーカーの定義(表2.2.3)にあるとおり、このサブセクターに該当する案件は、ほぼ自動的に「環境」になる。</li> <li>·生活用水資源の枯渇からの保護と生活用水資源の汚染からの保護とがある。</li> <li>·生活用水資源の汚染対策で農業、工業等の特定のセクターからの汚染のみを対象とする案件は、それぞれのセクターに区分されよう。</li> </ul>

14020	生活用水供給と衛生:大規模システム Water supply and sanitation - large systems	Water desalination plants; intakes, storage, treatment, pumping stations, conveyance and distribution systems; sewerage; domestic and industrial waste water treatment plants.	<ul style="list-style-type: none"> <li>我が国では、従来、上水道と下水道に区分している。今後ともそのように区分するのが妥当であろう。</li> <li>上水道システムは、全てに自動的に「環境」マーカーがつくのではなく、DAC「環境」マーカーの定義(表2.2.3)の例に示唆されているように、「環境」に関する問題の対策としての位置づけがなされていないもの、例えば、単に水が不足しているのみが事業実施の理由付けになっているものは、「環境」にならない。また、取水により水資源の枯渇が懸念されるようなものにも「環境」マーカーはつかない。「第一の目的」または「重要目的」との条件に留意。</li> </ul>
14030	生活用水供給と衛生:小規模システム Water supply and sanitation - small systems	Water supply and sanitation through low-cost technologies such as handpumps, spring catchment, gravity-fed systems, rain water collection, storage tanks, small distribution systems; latrines, small-bore sewers, on-site disposal (septic tanks).	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭廃水と工業廃水とを区別することなく処理するものはこの区分になるとしても、工業廃水専用の廃水処理は、「cleaner production」の一種であり、工業セクターとするのが妥当。</li> </ul> <p>我が国独自のセクター細区分:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1402000:「水供給と衛生:大規模システム一般」(下記以外、複合案件)</li> <li>1402001:「水供給と衛生:大規模システム(上水道)」</li> <li>1402002:「水供給と衛生:大規模システム(下水道)」</li> <li>1403000:「水供給と衛生:小規模システム一般」(下記以外、複合案件)</li> <li>1403001:「水供給と衛生:小規模システム(上水道)」</li> <li>1403002:「水供給と衛生:小規模システム(下水道)」</li> </ul>
14040	河川開発 River development	Integrated river basin projects; river flow control; dams and reservoirs [excluding dams primarily for irrigation (31140) and hydropower (23065) and activities related to river transport (21040)].	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災(41050)との間の境界の設定が難しいが、防災を第一目的または重要目的とした河川・流域案件については、防災として捉えるのが妥当。</li> </ul>
14050	廃棄物の管理・処理 Waste management /disposal	Municipal and industrial solid waste management, including hazardous and toxic waste; collection, disposal and treatment; landfill areas; composting and reuse.	<ul style="list-style-type: none"> <li>廃棄物により水、土壤、大気等が汚染されたり、生態系が劣化したりすることを防止することを第一目的または重要目的とする、特定のセクターから排出されるもののみを対象にしない固形廃棄物の処理、処理、処分、再利用、コンポスト化等は、「to protect or enhance the physical and/or biological environment it affects」として、「環境」マーカーを付す。</li> <li>固形廃棄物に関わる案件であっても、工業等、特定のセクターから排出されたもののみを取り扱うものについては、それぞれのセクターに区分する。</li> </ul>

	14081 生活用水供給と 衛生分野の教 育・訓練 Education and training in water supply and sanitation
150	<b>行政・市民社会 GOVERNMENT AND CIVIL SOCIETY</b>
15010	経済・開発の政 策・計画 Economic and development policy/Planning
15020	公共セクターの 資金管理
15030	法令・法制整備
15040	行政管理
15050	市民社会の強 化
15061	紛争後の平和 構築(国連)
15062	選挙
15063	人権
15064	軍人・軍用施設 の民政転換
15065	情報の自由な流 れ
15066	地雷除去
160	<u>その他の社会イ ンフラ及び社会 サービス</u>

161	雇用		
162	住宅		
16210	住宅政策・行政 管理		
16220	低価格住宅     Including slum clearance.		·DAC「環境」マーカーの定義(表2.2.3)の例に触れられているように、環境と衛生の改善を第一目的または重要目的として行われるスラムの改善には「環境」マーカーがつく。
163	その他の社会サ ービス		
16310	Social/ welfare services		
16320	General government services		
16330	Settlement     Land     settlement/compensation;     ·この課題の一部は、環境影響評価と一体で取り扱われることが多いが、「環境」マーカーの指針には適合しない。 resettlement of displaced persons.		
16340	Reconstruction relief		
16350	Culture and recreation		
16361	Narcotics control		
16362	Statistical capacity building		
16381	Research/ scientific institutions		
<u>経済インフラ・経 済サービス</u>			
210	運輸・倉庫 TRANSPORT AND STORAGE	Note: Manufacturing of transport equipment should be included under code 32172.	·大気汚染等の既存の問題を改善することを第一目的または重要目的とした新設・改良等。防音壁や緩衝緑地の設置を含む。 ·車両等の単体の対策は、工業セクター(32172)になる。 ·自動車燃料の低硫黄化等は工業セクター(32167)になる。

220 通信  
COMMUNICATIONS

230	<u>エネルギー生産・供給 ENERGY GENERATION AND SUPPLY</u>	Note: Extraction of raw materials for power generation should be included in the mining sector. Energy manufacturing should be included in the industry sector.	<p>・次のようなものが例として挙げられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・環境への汚染負荷の軽減を第一目的または重要目的とした、環境汚染物質の排出の多い既存発電システム等の環境汚染の少ないシステムへの転換(指針中の「to remedy existing environmental damage」)</li><li>・再生可能エネルギー源からの発電等の推進(指針中の「to protect or enhance the physical and/or biological environment it affects」)</li></ul>
23010	エネルギー政策・行政	Energy sector policy, planning and programme aid; aid to energy ministries; institution building, advice; unspecified energy activities.	<p>・省エネ(指針中の「to protect or enhance the physical and/or biological environment it affects」)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・再生可能エネルギー源からの発電等の推進であっても、生態系の劣化をもたらす恐れのあるもの、廃棄物問題を引き起こすおそれのあるもの等には「環境」マーカーはつかない。</li><li>・従来通り、原子力開発には「環境」マーカーを付さない。</li></ul>
23020	発電:非再生可能エネルギー源	Thermal power plants including when heat source cannot be determined; combined gas-coal power plants.	<ul style="list-style-type: none"><li>・道路等もない地区において、環境保全を第一目的または重要目的とせずに、他に現実的に利用可能なエネルギー源がないために、再生可能エネルギー源を使用した発電システムを建設等する場合も、生態系の劣化や廃棄物処理の問題を引き起こさない限りは、「環境」マーカーを付す。これは、地球温暖化対策に寄与するものとして地球環境ファシリティー(GEF)を通じた支援対象になっている事実を考慮したものである。</li><li>・同様にして、GEFを通じた支援対象になっている事実に鑑み、その他の再生可能エネルギー源からの発電等の推進についても、生態系の劣化や廃棄物処理の問題を引き起こさない限りは、「環境」マーカーを付す。</li><li>・自動車燃料の低硫黄化等は工業セクター(32167)になる。</li></ul>
23030	発電:再生可能エネルギー源	Including policy, planning, development programmes, surveys and incentives. Fuelwood/ charcoal production should be included under forestry (31261).	
23040	送電・配電	Distribution from power source to end user; transmission lines.	
23050	ガス配達	Delivery for use by ultimate consumer.	
23061	石油火力発電	Including diesel power plants.	
23062	ガス火力発電		
23063	石炭火力発電		
23064	原子力発電	Including nuclear safety.	
23065	水力発電	Including power-generating river barges.	
23066	地熱発電		
23067	太陽光発電	Including photo-voltaic cells, solar thermal applications and solar heating.	
23068	風力発電	Wind energy for water lifting and electric power generation.	
23069	海洋発電	Including ocean thermal energy conversion, tidal and wave power.	

23070	<u>バイオマス</u>	Densification technologies and use of biomass for direct power generation including biogas, gas obtained from sugar cane and other plant residues, anaerobic digesters.
23081	<u>エネルギー分野の教育・訓練</u>	Applies to all energy sub-sectors; all levels of training.
23082	<u>エネルギー研究</u>	Including general inventories, surveys.
240	<u>銀行・金融サービス</u>	・環境保全に特化した金融サービスの構築・運営等は、環境一般セクターに区分する。
250	<u>経営・その他サービス</u>	
	<u>生産セクター</u>	
311	<u>農業</u>	
31110	<u>農業政策・行政</u>	Agricultural sector policy, planning and programme aid; aid to agricultural ministries; institution building, advice; unspecified agriculture.
31120	<u>農業開発</u> Agricultural development	Integrated projects; farm development.

31130 農地資源 Agricultural land resources	Including soil degradation control; soil improvement; drainage of water logged areas; soil desalination; agricultural land surveys; land reclamation; erosion control, desertification control.	・周辺水域の汚濁や生態系の劣化の改善を第一目的または重要目的とする次のようなものが例として挙げられる。 ・土壤侵食を引き起こし、それが周辺の水域の汚濁や生態系の劣化を招いていた農法の土壤の保全型農法への転換或いは植樹等による緩衝地帯の造成、雨水の土壤浸透溝や堰堤による土壤流出防止、或いは乾燥地帯等における農地からの飛砂により周囲の生態系が劣化するのを防止する林の造成等(指針中の「to remedy existing environmental damage」) ・相当な長期間をかけない限り回復不可能な土壤劣化を引き起こし、それによりその土地を放棄して別の土地を開拓してその生態系を破壊していた農法の土壤保全型農法への転換(同上) ・土壤保全であっても、それが専ら農業生産性の維持または向上を目的としている等により、周辺水域の汚濁や生態系の劣化の改善を第一目的または重要目的としていなければ、「環境」マーカーはつかない。例えば、農地が砂丘からの砂に覆われるのを防止するための飛砂防止林造成。 ・伝統的焼き畑農業は、比較的短期間に土地の生産力を回復させるための農法であって、新たな土地の開拓を伴うものではない。そのため、伝統的焼き畑農業を営む集団を定着農業に移行させることは、その定着農業が土壤保全に十分に配慮したものであっても、「環境」マーカーはつかない。
31140 農業用水資源 Agricultural water resources	Irrigation, reservoirs, hydraulic structures, ground water exploitation for agricultural use.	・水資源を枯渇させ、それにより生態系の劣化を招いていたような灌漑を改良して生態系の回復を図ることを第一目的または重要目的とするような案件には「環境」マーカーがつくと考えられる。
31150 農業インプット Agricultural inputs	Supply of seeds, fertilizers, agricultural machinery/ equipment.	・過剰な肥料の投入が招いている周辺水域の汚濁や生態系の変化のは正を第一目的または重要目的とする案件には「環境」マーカーがつく。
31161 食糧作物生産 Food crop production	Including grains (wheat, rice, barley, maize, rye, oats, millet, sorghum); horticulture; vegetables; fruit and berries; other arable crops.	
31162 工業用作物、輸出用作物 Industrial crops/ export crops	Including sugar; coffee, cocoa, tea; oil seeds, nuts, kernels; fibre crops; tobacco; rubber.	

31163	家畜 Livestock	Animal husbandry; poultry; animal feed	・周辺水域の汚濁や生態系の劣化の改善を第一目的または重要目的とする次のような aid.	ものが例として挙げられる。 ・土壤侵食を引き起こし、それが周辺の水域の汚濁や生態系の劣化を招いていたり、或いは家畜が自然植生の衰退を招いている場所において、家畜生産方法の保全型の方法への転換或いは植樹等による緩衝地帯の造成、雨水の土壤浸透溝や堰堤による土壤流出防止、周辺自然植生域への家畜の侵入防止柵の設置等(指針中の「to remedy existing environmental damage」) ・家畜からの糞尿が周辺水域の汚濁や生態系の劣化を招いた場合の糞尿処理の導入等(同上)
31164	農業改革 Agrarian reform		Including agricultural sector adjustment.	
31165	開発の代替選 択肢の農業部 門	Agricultural alternative development		
31181	農業分野の教 育・訓練 Agricultural education/trai ning			
31182	農業改良普及 Agricultural extension		Non-formal training in agriculture.	
31183	農業研究 Agricultural research	Including plant breeding, physiology, genetic resources, ecology, taxonomy, disease control, agricultural biotechnology.	・栽培種の野生の原種に関するもののみならず、栽培種そのものに関するものであっても、遺伝子資源の保全については、主対象ではないものの、生物多様性条約の対象になっていることに鑑み、「環境」マーカーを付す。	
31184	家畜研究 Livestock research	Including animal health, breeding and genetics, nutrition, physiology.	・家畜種の野生の原種に関するもののみならず、家畜種そのものに関するものであっても、遺伝子資源の保全については、主対象ではないものの、生物多様性条約の対象になっていることに鑑み、「環境」マーカーを付す。	
31191	農業サービス Agricultural services	Marketing policies & organisation; crop insurance; storage and transportation, creation of strategic reserves.		

31192	植物保護、収穫 Including supply of pesticides. 後保護、病害 虫・獣制御 Plant and post-harvest protection and pest control	・農薬による周辺水域の汚濁や生態系の劣化の改善を第一目的または重要目的とする次のようなものが例として挙げられる。 ・無農薬・減農薬栽培の推進 ・化学薬品に代えて総合防除の導入 ・総合防除であっても、導入した生物が周辺の生態系を攪乱するおそれのある場合には「環境」マーカーはつかない。
31193	農業金融サービ Agricultural development banks; credit スAgricultural schemes. financial services	
31194	農業協同組合 Including farmers' organisations. Agricultural co-operatives	
31195	家畜医サービス Animal health and management, genetic Livestock/vete resources, feed resources. rinary services	
312	<b>林業 FORESTRY</b>	
31210	林業政策・行政 Forestry sector policy, planning and Forestry policy programme aid; institution building, and advice; forest surveys; unspecified administrative forestry and agro-forestry activities. management	

31220	林業開発 Forestry development	Afforestation for industrial and rural consumption; exploitation and utilisation; erosion control, desertification control; integrated forestry projects.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その土地を含む一帯や周辺の水域の侵食土壌による汚濁や生態系の劣化、水資源の枯渇、微気象の悪化等の改善を第一目的または重要目的とする植樹・植林は、「to remedy existing environmental damage」として、「環境」案件である。</li> <li>・その地方の生態系の多様性の改善を第一目的または重要目的とする、森林火災跡地の復旧、急速な増殖により森林を衰退させている外来の動植物の制御、単純な人工林を自然林に近づける改善等は、「to protect or enhance the physical and/or biological environment it affects」として、「環境」マーカーがつく。</li> <li>・植樹や森林の造成であっても、外来種等によりその周辺の生態系を攪乱するおそれのあるもの、環境の改善を第一目的または重要目的としないもの等には「環境」マーカーをつけない。</li> <li>・鉱業等、特定のセクターが原因で荒廃した土地への森林の復旧、専ら工業地域の緩衝用を目的とする森林の造成、農地等の専ら特定のセクター用地を飛砂等から防備するための森林の造成等は、それぞれの原因となったセクターに区分する。</li> <li>・洪水制御、土砂崩れ防止等、自然災害防止を主たる目的とし、それ以外の目的が重要でない植林は、環境一般セクター(41050)に区分する。</li> <li>・国立公園の森林等、経済利用ができない区域の森林保護は環境一般セクター(41030)に区分する。</li> </ul>
31261	薪炭 Fuelwood/charcoal	Forestry development whose primary purpose is production of fuelwood and charcoal.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その周辺地域の森林が薪炭用の過剰な伐採により減少していることへの対策を第一目的または重要目的として実施する薪炭用の樹林の造成には、「to remedy existing environmental damage」として、「環境」マーカーを付す。</li> <li>・域外に販売するための薪炭林の造成は、「環境」案件とはならない。</li> </ul>
31281	林業教育・訓練 Forestry education/training		
31282	林業研究 Forestry research	Including artificial regeneration, genetic improvement, production methods, fertilizer, harvesting.	<ul style="list-style-type: none"> <li>・樹木に限らず、森林に成育する植物種や森林に依存する動物種の遺伝子資源の保全については、「to protect or enhance the physical and/or biological environment it affects」として、「環境」マーカーを付す。</li> </ul>
31291	林業サービス Forestry services		
313	水産業 FISHING		

31310	水産業政策・行 政Fishing policy and administrative management	Fishing sector policy, planning and programme aid; institution building, advice; ocean and coastal fishing; marine and freshwater fish surveys and prospecting; fishing boats/equipment; unspecified fishing activities.
31320	水産開発 Fishery development	Exploitation and utilisation of fisheries; ·過剰捕獲や水産目的で放流した外来種の増加等により衰退した水域の生態系を回 fish stock protection; aquaculture; 復させることを第一目的または重要目的とする稚魚の放流、そのための稚魚の養殖、 漁場の生息環境の改善、外来種の駆除・制御等は、「to remedy existing integrated fishery projects. environmental damage」として、「環境」マーカーを付す。 ·成長した魚を捕獲することを主目的として行う稚魚の放流、そのための稚魚の養殖等 には「環境」マーカーは付さない。 ·我が国では水産の対象となっている種であっても、当該国においては水産の対象に なっていない種を個体数管理の対象とする場合は、当該国の区分に従い、水産セク ターではなく、環境一般セクターとして取り扱う。当該国において水産の対象になっ てはいても、ワシントン条約において国際取引の規制の対象になっている等、国際的に 保護措置が講じられている種の個体群の保全は水産セクターではなく、環境一般セク ターに区分する。
31381	水産教育・訓練 Fishery education/trai ning	
31382	水産研究 Fishery research	Pilot fish culture; marine/freshwater biological research. ·過剰漁獲を防止し、水域の生態系の安定や多様性の維持を第一目的または重要目 的として実施する個体数調査は、「to protect or enhance the physical and/or biological environment it affects」として、「環境」マーカーを付す。 ·当該国において水産の対象になっている種の遺伝子資源の保全については、「to protect or enhance the physical and/or biological environment it affects」とし て、「環境」マーカーを付す。
31391	水産サービス Fishery services	Fishing harbours; fish markets; fishery transport and cold storage.

321	<b>工業 INDUSTRY</b>	Note: Only includes aid to production or manufacturing. Provision of finished products should be included under relevant sector.	・次のようなものは、「to protect or enhance the physical and/or biological environment it affects」として、「環境」マーカーを付す例として挙げられる。 ・専ら特定の工場・工業団地から排出される液体、気体等による水、大気、土壤等の汚染、生態系の劣化等の改善・防止のための排出物浄化のための装置の設置・管理等 ・専ら特定の工場・工業団地または工業セクターから排出される廃棄物により水、土壤、大気等が汚染されたり、生態系が劣化したりすることを防止することを第一目的または重要目的とする固体廃棄物の処理、処理、処分、再利用、コンポスト化、従来廃棄物となっていたものの利用等 ・専ら特定の工場・工業団地から排出された液体、気体等により汚染された水、大気、土壤、劣化した生態系等の復旧 ・専ら特定の工場・工業団地から排出される気体等が周辺地域の大気を汚染することを防止するための緩衝地帯の造成。 ・排出する液体や気体中の汚染物質の濃度を大幅に抑制した機器の製造 ・環境汚染防止装置の製造 ・生産過程等、工場における省エネ ・工場における環境管理体制の構築(ISOに従った体制の整備を含む。) ・以上には、ODAの直接の対象になり難いものが多いため、それらを誘導するための行政施策のためのODAの供与がカウントされる事例が多いと考えられる。
32110	工業政策・行政	Sector policy and planning; sector programme aid; institution building, advice; unspecified industrial activities; manufacturing of goods not specified below.	
32120	工業開発	Including industrial development banks.	
32130	中小企業開発	Small and medium-sized enterprises development.	
32140	家内工業・手工芸		
32161	農産工業 Agro-industries	Staple food processing, dairy products, slaughter houses and equipment, meat and fish processing and preserving, oils/fats, sugar refineries, beverages/tobacco, animal feeds production.	
32162	林産工業 Forest industries	Wood production, pulp/paper production.	
32163	繊維・皮革・代替品	Including knitting factories.	
32164	化学工業	Industrial and non-industrial production facilities; includes pesticides production.	
32165	肥料工業		
32166	セメント・石灰・石膏工業		
32167	エネルギー生産	Including gas liquefaction; petroleum Energy refineries. manufacturing	

32168	薬品工業	Medical equipment/supplies; drugs, medicines, vaccines; hygienic products.
32169	基幹金属工業	Iron and steel, structural metal production.
32170	非鉄金属工業	
32171	エンジニアリング	Manufacturing of electrical and non-electrical machinery, engines/turbines.
32172	輸送機器工業	Shipbuilding, fishing boats building; railroad equipment; motor vehicles and motor passenger cars; aircraft; navigation/guidance systems.
32181	工学研究・開発	Including industrial standards; quality management; metrology; testing; accreditation; certification.
322	<u>鉱物資源・鉱業</u> <b>MINERAL RESOURCES AND MINING</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次のようなものは、「to protect or enhance the physical and/or biological environment it affects」として、「環境」マーカーを付す例として挙げられる。</li> <li>・鉱山、採掘場、精錬所等を含む鉱業関係事業所から排出される液体、気体等による水、大気、土壤等の汚染、生態系の劣化等の改善・防止のための排出物浄化のための装置の設置・管理等</li> <li>・鉱業関係事業所から排出される廃棄物により水、土壤、大気等が汚染されたり、生態系が劣化したりすることを防止することを第一目的または重要目的とする固形廃棄物の処理、処理、処分、再利用、コンポスト化、従来廃棄物となっていたものの利用等</li> <li>・鉱業関係の事業所から排出された液体、気体等により汚染された水、大気、土壤、劣化した生態系等の復旧</li> <li>・鉱業関係事業所から排出される気体等が周辺地域の大気を汚染することを防止するための緩衝地帯の造成。</li> <li>・鉱業関係事業所における環境管理体制の構築(ISOに従った体制の整備を含む。)</li> <li>・以上には、ODAの直接の対象になり難いものが多いため、それらを誘導するための行政施策のためのODAの供与がカウントされる事例が多いと考えられる。</li> </ul>
32210	鉱物・鉱業政 策・行政	
32220	鉱物試掘・探査	
32261	石炭	
32262	石油・ガス	
32263	鉄Ferrous metals	
32264	非鉄金属	
32265	貴金属・貴石	
32266	工業用鉱物 Industrial minerals	
32267	肥料用鉱物	
32268	海底鉱業	
323	<u>建設</u> <b>CONSTRUCT ION</b>	

331	<b>商業・貿易 TRADE</b>		
332	<b>観光 TOURISM</b>	・観光が大気、水質、土壤等の汚染や生態系の劣化等を引き起こすのを防止するための施策等は、「環境」マーカーを付す。	
400	<b>マルチセクタ 一、セクター横 断 MULTISECT OR/CROSS- CUTTING</b>	Note: Sector specific environmental protection and WID activities should be included in the respective sectors, and the environment and WID marker checked. Multi-sector/cross-cutting only includes environment and WID activities without sector allocation.	
410	<b>環境保護一般 General environmental protection</b>	Non-sector specific. ・セクターに関係なく行われるもの等、他の特定のセクターにはいらないもの	
41010	環境政策・行 政・体制 Environmental policy and administrative management	Environmental policy, laws, regulations and economic instruments; administrative institutions and practices; environmental and land use planning and decision-making procedures; seminars, meetings; miscellaneous conservation and protection measures not specified below.	・立法や行政等の公的な実施体制に関わるものばかりでなく、民間も含めた、その国全体としての環境保全の実施の総体である。政策、立法、規則、排出基準、望ましい環境の指標・標準、環境基本計画・基本方針の作成、公害防止地域等の指定、組織整備、環境保全を担当する行政機関の人材の育成、政策評価、政策評価の一部としての役割を持つ定期報告、経済手法、参加、意思決定、各主体の間の意見交換等のための国内的・国際的会議等が含まれる。 ・サブセクター横断案件もここに区分する。 ・専ら一般国民・市民・生徒の意識や知識の向上を意図した情報の配布や会議・行事は、「教育・訓練」(41081)に区分される。
41020	大気・水質・土 壌等の保護一 般 Biosphere protection	Air pollution control, ozone layer preservation; marine pollution control.	・大気・水質・土壤等の汚染対策や保護(オゾン層保護及び地球温暖化抑制を含む。)で、特定のセクターに関わることのない対策。 ・多くの対策は特定のセクターにおいて実施されるため、残りやすいのは、環境省が実施に関わっているようなJICAの研修等、比較的少数である。 ・我が国の従来の集計では、我が国環境基本法第2条第3項に規定する「公害」の定義に沿って、「大気」、「水質」、「土壤」、「地球温暖化」、「オゾン層」等に区分てきており、我が国国内ではそのような区分を行ったほうが具体的に理解されやすいので、今後とそのような細区分を行う。 我が国独自のセクター細区分: 4102000大気・水質・土壤等の保護一般(一般、課題横断) 4102001大気汚染

		4102002水質汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。) 4102003土壤汚染 4102004騒音 4102005振動 4102006地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。) 4102007悪臭 4102008オゾン層保護 4102009地球温暖化 4102010国際水域の汚濁 4102090その他
41030 生物多様性 Bio-diversity	Including natural reserves and actions in the surrounding areas; other measures to protect endangered or vulnerable species and their habitats.	・生物多様性条約でカバーされる範囲。 ・特定の区域を対象としたもの(生態系保護区、自然環境保全地域、国立公園等)と特定の区域に関わらないものがある。後者には、特定の生物多様性要素(特定の種類の生態系、特定の種等)が含まれる。 ・種を保全対象とした場合、その生息地をも含む。 ・多くの対策は特定のセクターにおいて実施されるため、残りやすいのは、環境省が実施に関わっているようなJICAの研修等、比較的少数である。
41040 文化的・歴史的景観地区保存 Site preservation	Applies to unique cultural landscape; including sites/objects of historical, archeological, aesthetic, scientific or educational value.	・従来の我が国の集計においては含めていなかったが、DACの指針に従い、今後は含めることとする。 ・ユニークな景観を持つ「site」を対象としたものであるので、特定の物体のみを対象とした案件は含まれない。
41050 自然災害防止・制御 Flood prevention/control	Floods from rivers or the sea; including sea water intrusion control and sea level rise related activities.	・DAC/CRSには、洪水、高潮等、土地が水に覆われる自然災害のみが示されているが、1972年の国連人間環境会議以来の取り扱いの実態から、国連の自然災害の十年(1990-1999)の対象となったような火山、地震、津波、土砂崩れ、地滑り、台風、旱魃等、多様な自然災害が含まれると考えられる。 ・緊急援助は含まれない。また、人災は含まれない。 ・森林火災は林業セクターに区分される。
41081 環境教育・訓練 Environmental education/training		・この区分は、環境保全の実行の幅広い基礎を確保するために、一般国民・市民・生徒の意識や知識の向上を意図した案件である。従って、ここで言う「訓練」は、一般の人材の育成を対象としたものである。公務員の訓練は、環境政策・行政・体制(41010)に区分される。また、特定のセクターの環境保全関係人材の育成は、それぞれのセクターに区分される。 ・各サブセクターに特化した教育・訓練は、それぞれのサブセクターに区分する。

41082	環境研究・基礎 情報 Environmental research	Including establishment of databases, inventories/accounts of physical and natural resources; environmental profiles and impact studies if not sector specific.	・環境保全の実行を確保するための科学的・専門的基礎を確保するための研究・開発 及びambient monitoring、基礎的な情報の整備(収集を含む。) ・環境研究・基礎調査の技術の開発、環境研究・基礎調査を担当する機関の人材育成を含む。 ・各サブセクターに特化した研究・基礎調査は、それぞれのサブセクターに区分する。 ・啓蒙や教育を目的とした市民等への情報の提供は、環境教育・訓練(41081)に区分される。
420	<u>開発における女性</u> <u>Women in development</u>		
430	<u>その他のマルチセクター</u> <u>Other multisector</u>		
43010	マルチセクター 援助一般 Multisector aid		
43020	基礎的社會サービスのための マルチセクター Multisector aid for basic social services		
43030	都市開発・管理 Urban development and management	Integrated urban development projects; local government and urban management; urban infrastructure and services; municipal finances; urban environmental management; urban development and planning; urban renewal and urban housing; land information systems.	・総合的な都市環境改善を第一目的または重要目的として、都市のインフラやサービスの整備や組織体制の整備に都市における大気・水質・土壤等の汚染や自然資源の保全・回復・創造・改善を複合的に組み入れた計画作りやその実施は、「環境」マーカーを付す。 ・汚染問題のみに焦点を当てたものは、例えば工業セクター等の特定のみに焦点を当てたものはそのセクター、特定のセクターに関わらない汚染問題に関するものは環境一般セクターに区分される。

43040	農村開発 development	Rural development projects; e.g. regional development planning; promotion of decentralised and multi-sectoral competence for planning, coordination and management; implementation of regional development and measures (including natural reserve management); land management; land use planning; functional integration of rural and urban areas; geographical information systems.	・総合的な水、土壤、生物多様性等の保全を第一目的または重要目的として、農村部のインフラやサービスの整備や組織体制の整備に農村部における大気・水質・土壤等の汚染や自然資源の保全・回復・改善を複合的に組み入れた計画作りやその実施は、「環境」マーカーを付す。 ・例えば農業セクター、林業セクター等の特定セクターの範囲内の課題のみに焦点を当てたものはそのセクター、特定のセクターに関わらない生物多様性保全問題等に関するものは環境一般セクターに区分される。
43050	麻薬植物栽培 依存地域の、他 の生産活動等 への転換Non- agricultural alternative development	Development projects to reduce illicit drug cultivation.	
43081	その他マルチセ クターの教育・ 訓練 Multisector education/trai ning		
500	<u>商品援助、一般 プログラム援助</u>	Note: Sector specific programme assistance is to be included in the respective sectors, using the structural adjustment marker if appropriate.	
510	世銀/IMF協調 構造改革支援		
520	開発型食糧援 助、食糧安全保 障		
530	<u>その他的一般ブ ログラム援助・商 品援助</u>		

<b>600</b>	<b>債務救済</b>
60010	債務救済一般
60020	債券放棄
60030	多国間債務の 救済
60040	返済繰り延べ、 再貸し付け
60061	開発・債務スワップ Allocation of debt claims to use for development. 債務・環境スワップがODAの対象になるような場合は、この区分で「環境」マーカーが Debt for development (e.g., debt for education, debt for environment). swap
60062	その他の債務スワップ Debt for equity, transformation of debt into local currency claims.
60063	債券買い戻し Purchase of debt for the purpose of cancellation.
<b>700</b>	<b>緊急援助</b>
710	緊急食糧援助
720	<b>その他の緊急災害救済</b>
72010	緊急災害救済 All emergency, distress relief and humanitarian aid except food aid and aid to refugees; disaster preparedness.
72020	難民に対する支援(援助国内)
72030	難民に対する支援(被援助国内)
	<b>行政経費等</b>
910	<b>援助機関の管理費</b>

920	<b>NGOへの支援</b> <i>Official funds to be paid over to national · NGO</i> が任意に使用可能な資金をODAで供与することは考え難いが、仮に実現する場合、環境保全専門または環境を重要な要素とする活動を専ら行っている団体に資金を供与する場合には、「環境」マーカーが付される。
	<b>SUPPORT TO</b> <i>and international private voluntary</i>
	<b>NON-GOVERNMENTAL ORGANISATIONS</b>
92010	援助国国内 In the donor country. NGOへの支援 Support to national NGO
92020	国際NGOへの 支援 Support to international NGO
92030	被援助国・地域 In the recipient country or region. NGOへの支援 Support to local and regional NGO
998	<b>分類無し</b> <b>UNALLOCATED</b> <b>ED/</b> <b>UNSPECIFIED</b>
99810	セクター非特定 Sectors not specified
99820	開発に関する意 識向上 Promotion of development awareness

表 3.3.4. 1999 年の各セクターにおける各援助形態の金額と環境案件の割合(東欧・卒業国を含む、約束額ベース、単位:百万ドル)

(技術協力の環境案件及び二国間 ODA 中シェアについては 1999 年度。USD=JY113.9 (1999 年用 DAC レート))

	無償資金協力		技術協力		贈与計		政府貸付等		二国間ODA合計		二国間ODA中シェア%	
	総額	環境案件%	総額	環境案件(年度)								
I.社会インフラ&サービス	542.12	19.10	1,164.95	5.80	1,707.07	13.32	961.64	56.37	2,668.71	26.73	19.3	40.1
1.教育	165.32		640.15	0.04	805.47	0.03	395.7		1,201.17	0.02	8.7	0.0
2.保健	186.79		166.55	0.01	353.34	0.00			353.34	0.00	2.6	0.0
3.人口計画及びリプロダクティブヘルス			18.06	0.25	18.06	0.25			18.06	0.25	0.1	0.0
4.飲料水供給及び衛生	159.82	64.78	68.58	94.95	228.4	73.84	565.94	95.79	794.34	89.48	5.8	40.0
5.行政及び市民社会	7.3		121.32	0.10	128.63	0.10			128.63	0.10	0.9	0.0
6.その他社会インフラ	22.89		150.28	1.36	173.17	1.18			173.17	1.18	1.3	0.0
II.経済インフラ&サービス	280.23	3.70	249.56	4.31	529.79	3.99	3,876.96	36.51	4,406.75	32.60	31.9	32.0
1.運輸・倉庫	194.32		77.53	0.41	271.85	0.12	2,633.96	25.56	2,905.81	23.18	21.1	14.7
2.通信	0.77		28.35		29.12		111.43		140.55		1.0	0.0
3.エネルギー	85.14	12.19	42.16	24.78	127.3	16.36	1,119.56	66.30	1,246.86	61.20	9.0	17.3
4.銀行及び金融サービス			16.06		16.06		12.01		28.07		0.2	0.0
5.商業及びその他サービス			85.46		85.46				85.46		0.6	0.0
III.生産セクター	294.35	2.33	591.45	13.44	885.8	9.75	1,050.91	10.55	1,936.71	10.18	14.0	3.7
1.農林水産業	287.71	2.39	334.01	17.57	621.72	10.54	437.11	14.43	1,058.83	12.15	7.7	2.2
1)農業	201.89	0.19			201.89		437.11	14.43	639		4.6	0.0
2)林業	6.49	99.97			6.49				6.49		0.0	0.0
3)漁業	79.33				79.33				79.33		0.6	0.0
2.鉱・工業産業	6.64		221.88	9.23	228.52	8.96	550.6	8.68	779.12	8.76	5.6	1.5
1)工業					0		550.6	8.68	550.6		4.0	0.0
2)鉱業	6.64				6.64				6.64		0.0	0.0
3)建設					0				0		0.0	0.0
3.貿易&観光	0		35.56	0.86	35.56	0.86	63.2		98.76	0.31	0.7	0.0
1)貿易					0				0		0.0	0.0
2)観光					0		63.2		63.2		0.5	0.0
IV.マルチセクター援助	15.1	331.88	90.39	93.38	105.49	127.52	564.08	121.95	669.58	122.83	4.9	24.2
1.環境保護一般	15.1	331.88	72.73	104.39	87.84	143.48	180.24	326.41	268.07	266.48	1.9	22.5
2.途上国の女性支援(WID)			0		0				0		0.0	0.0
3.その他マルチセクター			17.66	48.05	17.66	48.05	383.85	25.94	401.5	26.92	2.9	1.6
小計	1,131.79		2,096.36		3,228.15		6,453.60		9,681.75		70.2	99.9
V.商品援助/一般プログラム援助	48.99		0		48.99		1,484.62		1,533.61		11.1	0.0
1.世銀/IMFとの構造調整支援					0		175.59		175.59		1.3	0.0
2.開発的食糧援助	48.99				48.99				48.99		0.4	0.0

3.その他プログラム援助		0	1,309.03	1,309.03	9.5	0.0
<b>VI.債務救済</b>	307.43	307.43	324.21	631.64	4.6	<b>0.0</b>
<b>VII.緊急援助</b>	175.1	9.89	184.99	207.2	392.19	2.8
<b>VIII.行政経費等</b>	371.83	1,172.36	<b>0.02</b> 1,544.19	<b>0.02</b> 11.43	1,555.62	<b>0.02</b> 11.3
1.行政経費		769.93	769.93		769.93	5.6
2.分類不能	371.83	402.43	774.25	11.43	785.68	5.7
<b>総計</b>	<b>2,035.14</b>	<b>8.40</b> 3,278.61	<b>7.50</b> 5,313.75	<b>7.84</b> 8,481.06	<b>32.50</b> 13,794.81	<b>23.00</b> 100.0
						100.0

# Review of the Guidelines for Statistical Analysis and Synthesis of the ODA Programs and Projects for the Environment

Prepared by the Overseas Environmental Cooperation Center, Japan  
for the Ministry of Foreign Affairs, Japan  
March 2001

## **Executive Summary**

### **(Introduction)**

1. The statistics of the “environmental ODA”, which started in the late 1980’s, has been reviewed. The main questions were what it means and whether the current classification of it (“residential environment”, “forest conservation”, “anti-pollution programs”, “disaster prevention” and “other programs”) is most appropriate.

### **(Review of the “environmental ODA” statistics)**

2. In the review, the following issues were identified:
  - (a) The contents of the “environmental ODA” have substantially changed since the statistics started.
  - (b) The overall policies of the ODA, which also governs the “environmental ODA”, have been developed.
  - (c) The amounts in different categories with significantly different levels of amounts and numbers have been summed up. While the 40 environmental Loan projects amounted to JY 464 million in FY 1999, the less than 40 Grant projects amounted to JY 29 million and the more than 1,800 Technical Cooperation projects amounted to JY 31 million only. As a result, most figures for the “total” environmental ODA were actually the amount of the Loan projects.
  - (d) The statistics, which is focused on the environment only, does not sufficiently discuss the socio-economic issues which are often the root caused of the environmental problems in developing countries.
  - (e) There have been criticisms that the statistics includes such projects that are not really “environmental”.
  - (f) The guidelines for the statistics seem to be different among the Ministry of Foreign Affairs, Japan International Cooperation Agency (JICA) and the Japan Bank for International Cooperation (JBIC).
  - (g) The guidelines for the statistics should be explicit both for the officials engaged in the

statistics and the general public.

3. Special attention was drawn to the following facts:
  - (a) Already during the first half of the 1970's, in the discussions of the environmental problems in developing countries, States shared the recognition that environmental conservation is achieved in the framework of "sustainable development", which means "satisfy the basic needs of the poorest peoples all over the world" "in such a way as to ensure adequate conservation of resources and protection of the environment ... with a productive base compatible with the needs of future generations" (UNCTAD/UNEP Cocoyoc Declaration, 1974). It was also a shared view that environmental conservation is achieved not solely by the environmental agencies but by various agencies and organizations in resolution 2997 (XXVII) of the UN General Assembly in 1972.
  - (b) Most bilateral and multilateral aid agencies give a prime importance to the environment. However, they regard it as a cross sectoral subject rather than a sector, although they recognize the importance of capacity development in the environment as a more sectoral issue.
  - (c) The OECD/DAC recognized environmental projects/programs in two ways: those classified to "general environmental protection" sector, and those given an "environment marker" with "principal" or "significant" environmental objectives.
4. A review of the Japanese "environmental ODA" suggests that:
  - (a) The increase of the amount of the "environmental ODA" could be a target only when the amount was definitely small. Now that the amount and proportion in the total ODA have been substantially increased, it cannot be a target.
  - (b) When the statistics of the "environmental ODA" was started, the objective was to grasp the tendency and analyze the characteristics so that the quality of the ODA could be improved.
  - (c) A few other objectives were added later. As a result, the current objectives are understood as follows: (i) to ensure the overall ODA policies, (ii) to contribute to further improvement of the ODA in general, (iii) to report to the DAC and subsequently cooperate for improvement of ODA among DAC Members, and (iv) to demonstrate the Japanese commitment to the Climate Change, Biodiversity and Desertification Conventions in which developed country Parties should endeavor to help developing countries.

**(Application of the DAC guidelines is suggested)**

5. In view of the above, utilization of the DAC guidelines for statistics of environmental projects and programs, particularly the "environment marker" system for projects and programs in various sectors, is recommended. The DAC "general environmental protection" sector should also be included. However, because the DAC guidelines are not perfect, particularly for actual application to specific projects and programs, supplemental explanatory notes should

- be developed.
6. The adoption of the DAC guidelines does not substantially change the current range of “environmental ODA”, which consists of the following:
    - (a) The discharge of toxic substances or of other substances and the release of heat, in such quantities or concentrations as to exceed the capacity of the environment (as included in Principle 6, Declaration on the Human Environment, 1972); and the subject included in that “States shall take all possible steps to prevent pollution of the seas by substances that are liable to create hazards to human health, to harm living resources and marine life, to damage amenities or to interfere with other legitimate uses of the sea” (Principle 7) (Equivalent to the “Pollution” as defined in Article 2, paragraph 3 of the Basic Law on the Environment);
    - (b) The four focal areas of the Global Environment Facility (GEF) (the global issues as defined in Article 2, paragraph 2 of the Basic Law);
    - (c) The natural resources of the earth, including the air, water, land, flora and fauna (Principle 2, Declaration on the Human Environment); and the issue of the “capacity of the earth to produce vital renewable resources” (Principle 3); and the issue involved in that “Man has a special responsibility to safeguard and wisely manage the heritage of wildlife and its habitat” (Principle 4) (The conservation of the systems consisting of sunshine, air, water, soil, organisms and others as defined in Basic Policy for the Conservation of Natural Environment, 1973);
    - (d) Natural disasters about which concern was expressed as “Environmental deficiencies generated by the conditions of under-development and natural disasters pose grave problems” (Principle 9, Declaration on the Human Environment);
    - (e) Issues concerned with the pollution of air, water and soil by radioactive substances as referred to in Article 13 of the Basic Law; and
    - (f) Groups of traditional buildings of special interest that form historical scenic landscape in unity with the environment (Cultural Properties Act, Article 2, paragraph 1 (5)); and the landscape of historical buildings, remains, ruins and others that represents the tradition and culture of old capitals in unity with the natural environment (Special Law on Preservation of the Historical Landscape in Old Capitals, Article 2, paragraph 2).
  7. However, inclusion of “preservation of unique cultural landscape”, which is not explicitly included in the current guidelines, should be clarified.
  8. The Kyoto Initiative adopted on the occasion of the Third Meeting of the Conference of the Parties to the UN Framework Convention on Climate Change (UNFCCC) in 1997 declared that projects and programs that contribute to reduction, or minimizing the increase, of the Green House Effect Gas emission in developing countries, including certain projects for construction of mass public transport and hydropower generation, would be positively supported. Inclusion of such projects in the statistics of “environmental ODA” should be

- subject to strict assessment of the “principal” or “significant” environmental objective in accordance with the DAC guidelines. However, the positive aspects of such support and application of reduced interest rates to such projects and programs should be duly recognized.
9. Sticking to the current way of classification of “environmental ODA” is not appropriate. Because the objective of classification is to analyze the characteristics of the “environmental ODA”, classification should be flexible in accordance with the contents of the projects and programs.
  10. Also important is that the “principal” or “significant” environmental objectives are clearly specified in the project document. This should be realized in the overall efforts for transparency of decision making and accountability to the public and taxpayer.

**(Results of provisional application of the DAC guidelines to the projects in 1999)**

11. Provisional application of the DAC guidelines to the 1999 projects and programs resulted in Table 3.3.4. Due the lack of the exact DAC sector classification data of all the programs/projects, some mistakes occurred in classification, making the share of the “general environmental protection” sector projects/programs exceeding 100 %. However, due to the small share of this sector in the total ODA, it is assumed that the results involve no critical problems.
12. The results show that different sectors contribute to the environment to different extents. The most contributing sectors are the “water supply and sanitation”, “energy”, “urban development and management”, “rural development”, “agriculture, forestry and fishing”, and “industry and mining”. It is also observed that the Technical Cooperation, Grant Assistance and ODA Loan have different characteristics with their contribution to the environment. Furthermore, cross-sectoral projects seem to be strengthening their roles. In the “general environmental protection” sector, the “natural disaster” subsector is the largest. However, Technical Cooperation is contributing to a wider variety of subsectors.
13. Because this new way of statistics does not change the range of the “environmental ODA”, the overall figures to express the “environmental ODA” do not change. However, in view of the substantial differences in the amounts and numbers among the different types of aid (Technical Cooperation with more than 1,800 projects in number and JY 30 billion in amount, Grant Assistance with less than 40 projects and JY 30 billion, and ODA Loan with less than 40 projects and JY 400 billion), the presentation of the overall figures should be done separately for the different types of aid in principle. In the same line, presentation of the monetary figures tend to mislead us about the situation of the “environmental ODA”. Therefore the presentation of the overall situation should be done with the numbers of the projects and persons seconded or trained.

**(Issues in application of the DAC guidelines)**

14. Issues in application of the DAC guidelines include the following:
  - (a) How to effectively share the data among the officials in charge of DAC statistics and the

environment. Because work for DAC statistics and that for the environment usually proceed simultaneously, prompt input of data after official commitment, an elaborated computer database that incorporates project codes, conversion of classification codes of DAC, JICA and JBIC, which are different, contract with external agencies, etc. are critical.

- (b) Inclusion of sufficient data in the database, particularly those concerning the reasons and motivations in adoption of the projects and the problems in the background, should also be ensured.
15. The statistics of “environmental ODA” also involves the following issues:
- (a) Guidelines for effective and rational demarcation between the environmental and other projects in the “water supply” subsector. The objective for provision of water itself does not automatically justifies inclusion of the project as an environmental project. The problem of “insufficient water resources”, which is non-environmental per se, can be conceptually separated from the issue of “poverty in water”, which is environmental. However, the two are interlinked in reality and may not be separated. Also, water is a persistent problem in many developing world.
  - (b) Not all the amount spent for those projects or project components with an “environment” marker are environmental. Guidelines to identify the proportion of the environmental character of such projects or components should be developed so that the statistics of the “environmental ODA” shows the exact amounts committed for the environment. On the other hand, in many of the projects that do not involve environmental elements as “principal” or “significant” objectives and thus are not classified as environmental projects, certain proportion of environmental objectives or effects can be identified. In the statistics of “environmental ODA”, the amount committed such environmental elements should also be counted. This indicates that a single set of guidelines can be applied both to “environmental” and “non-environmental” projects, programs and project components for calculation of the total amount committed for the environment.
  - (c) The capacity in the environment divisions and other divisions actually engaged in the statistics of “environmental ODA” in the Ministry, JICA and JBIC should be strengthened through training, employment of experienced specialists, utilization of the private sector, and other means, so that the officials can concentrate more efforts on analytical work and policy development rather than on simple collation of data as well as that the environment is effectively incorporated in various development sectors.
  - (d) Also important is provision of the information of the environmental issues in developing countries. Of particular importance is the information of the environmental problems in less developed countries, which are more closely linked to the delay in development and thus the most Japanese are not familiar with. Otherwise, the public misunderstand the inclusion of the assistance for sustainable development of less developed countries as

non-environmental and thus as a rhetoric of the Government in keeping the level of the aid for “development”. This reduces the level of the aid to those most needy for assistance.

- (e) Multilateral assistance should also be analyzed.
- (f) The statistics should cover all the projects and programs of the Government, not only of those the Ministry is intensivley involved.

#### **(Issues beyond the statistics)**

- 16. The amount committed to or spent for the environment must be expressed in various forms. It must be always kept in mind that the amount committed to the environment is just one of the ways of various expressions of the commitment. The extent of the Japanese commitment to the environment in its ODA must be presented in various forms.
- 17. The statistics of “environmental ODA” has shown inputs only. The most important is the results, particularly whether the environment in the recipient country has been actually improved. On the other hand, assessment of such a long-term effects cannot be easily related to the inputs actually made by ODA. Therefore it is suggested that a combination of the targets and assessment of the achievements against the targets be set for inputs, outputs, outcomes and impacts (Box 3.4.2).

#### **Box 3.4.2. classification of indicators**

##### classification of indicators:

- Input indicators: monitor the project-specific resources provided
- Output indicators: measure goods and services provided by the project
- Outcome indicators: measure the immediate, or short-term, results of project implementation
- Impact indicators: monitor the longer-term or more pervasive results of the project

(Lisa Segnestam, 1999: Environmental Performance Indicators: A Second Edition Note, Environment Department, The World Bank)

- 18. The environment is not the only area of concern that contributes to achievement of overall sustainable development of developing countries. Investments for basic human needs and others are critical. Therefore effective and efficient combined ways of investment of aid resources for the environment and for other interests should be studied.
- 19. The ways of developing assistance have been evolving. Recent development includes the emphasis on program approaches and cross-sectoral approaches, capacity development, sustainability, delegation of more power to resident offices, development of country assistance policies and programs in collaboration with the recipient country, and ownership of the recipient. In this regard, efforts for incorporation of the environment in such evolving ways of development assistance must also be made.

Table 3.3.4. The shares of environmental projects/program commitments in DAC sectors in 1999 (including the amount to Central/Eastern Europe and others in transition; unit: USD million) (The figures for Technical Cooperation and the share in the total bilateral assistance are for FY 1999, not calendar year) (The DAC conversion rate USD=JY113.9 was applied.)

	Grant Total	Cooperation env. %	Technical Total	Coop. env. %	Total grant Total	env. %	ODA Loan Total	env. %	Total bilateral Total	ODA env. %	% in total ODA Total	bilateral ODA env. % (FY99)
I. Social infrastructure & services	542.12	19.10	1,164.95	5.80	1,707.07	13.32	961.64	56.37	2,668.71	26.73	19.3	40.1
1. Education	165.32		640.15	0.04	805.47	0.03	395.7		1,201.17	0.02	8.7	0.0
2. Health	186.79		166.55	0.01	353.34	0.00			353.34	0.00	2.6	0.0
3. Population/reproductive health			18.06	0.25	18.06	0.25			18.06	0.25	0.1	0.0
4. Water supply/ sanitation	159.82	64.78	68.58	94.95	228.4	73.84	565.94	95.79	794.34	89.48	5.8	40.0
5. Government/ civil society	7.3		121.32	0.10	128.63	0.10			128.63	0.10	0.9	0.0
6. Other social infrastructure/ services	22.89		150.28	1.36	173.17	1.18			173.17	1.18	1.3	0.0
II. Economic infrastructure/services	280.23	3.70	249.56	4.31	529.79	3.99	3,876.96	36.51	4,406.75	32.60	31.9	32.0
1. Transport & storage	194.32		77.53	0.41	271.85	0.12	2,633.96	25.56	2,905.81	23.18	21.1	14.7
2. Communications	0.77		28.35		29.12		111.43		140.55		1.0	0.0
3. Energy generation/supply	85.14	12.19	42.16	24.78	127.3	16.36	1,119.56	66.30	1,246.86	61.20	9.0	17.3
4. Banking/ financial services			16.06		16.06		12.01		28.07		0.2	0.0
5. Business & other services			85.46		85.46				85.46		0.6	0.0
III. Production sector	294.35	2.33	591.45	13.44	885.8	9.75	1,050.91	10.55	1,936.71	10.18	14.0	3.7
1. Agriculture/forestry/fishing	287.71	2.39	334.01	17.57	621.72	10.54	437.11	14.43	1,058.83	12.15	7.7	2.2
1) Agriculture	201.89	0.19			201.89		437.11	14.43	639		4.6	0.0
2) Forestry	6.49	99.97			6.49				6.49		0.0	0.0
3) Fishing	79.33				79.33				79.33		0.6	0.0
2. Industry and mining	6.64		221.88	9.23	228.52	8.96	550.6	8.68	779.12	8.76	5.6	1.5
1) Industry					0		550.6	8.68	550.6		4.0	0.0
2) Mineral resources/mining	6.64				6.64				6.64		0.0	0.0
3) Construction					0				0		0.0	0.0
3. Trade & tourism	0		35.56	0.86	35.56	0.86	63.2		98.76	0.31	0.7	0.0
1) Trade					0				0		0.0	0.0
2) Tourism					0		63.2		63.2		0.5	0.0
IV. Multisector/ cross-cutting	15.1	331.88	90.39	93.38	105.49	127.52	564.08	121.95	669.58	122.83	4.9	24.2
1. General env. protection	15.1	331.88	72.73	104.39	87.84	143.48	180.24	326.41	268.07	266.48	1.9	22.5
2. WID			0		0				0		0.0	0.0
3. Other muti-sector			17.66	48.05	17.66	48.05	383.85	25.94	401.5	26.92	2.9	1.6
Total	1,131.79		2,096.36		3,228.15		6,453.60		9,681.75		70.2	99.9
V. Commodity aid/ general	48.99		0		48.99		1,484.62		1,533.61		11.1	0.0

program assistance								
1. Structural Adjustment Assist. with WB/IMF			0	175.59	175.59	1.3	0.0	
2. Developmental food aid/ food	48.99		48.99		48.99	0.4	0.0	
security assistance								
3. Other general program/ commodity assistance			0	1,309.03	1,309.03	9.5	0.0	
VI. Action relating to debt	307.43		307.43	324.21	631.64	4.6	0.0	
VII. Emergency assistance	175.1	9.89	184.99	207.2	392.19	2.8	0.0	
VIII. Administrative costs of donors	371.83	1,172.36	0.02 1,544.19	0.02 11.43	1,555.62	0.02 11.3	0.0	
1. Administrative costs		769.93	769.93		769.93	5.6	0.0	
2. Unspecified	371.83	402.43	774.25	11.43	785.68	5.7	0.0	
Grand total	2,035.14	8.40 3,278.61	7.50 5,313.75	7.84 8,481.06	32.50 13,794.81	23.00 100.0	100.0	